

前条第一項	前条第一項	次条第一項の規定により読み替えられた前条第一項
	一百九十六万六千八百円 同項第一号中「百八十二万四千円」	
前条第三項の表	五五七、六〇〇円 四〇四、八〇〇円に改定率を乗じて得た額に次条第一項の厚生年金加算額等（その額が「五二、八〇〇円を下回るときは、「五二、八〇〇円」を「五二、八〇〇円」に改定率を乗じて得た額に「加算額」を加える。）を加えた額を基準として政令で定める額 四五六、四〇〇円 三〇三、六〇〇円に改定率を乗じて得た額に「加算額」を加えた額を基準として政令で定める額 三三五、〇〇〇円 一八二、二〇〇円に改定率を乗じて得た額に「加算額」を加えた額を基準として政令で定める額	

2 前項の厚生年金加算額等とは、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八条第一項の規定により読み替えられた前条第一項の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六十二条の二第一項第一号に定める額（同号に規定する改定率のうち国民年金改定率を乗じて得たものに限るものとして）の額が十五万二千八百円を上回るときは、十五万二千八百円の上回る部分の額を勘案して政令で定める額を加えた額（ $152,800 + \text{その部分の額}$ ）を指す。

(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額又は遺族給与金の年額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 (略)

一 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号から第五号まで又は第二項第二号から第四号までに掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から五万六千四百円を控除した額

二 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額と同条第一項の規定により算出した額に対する割合を五万六千四百円に乗じて得た額を控除した額

4 第八条の三第一項の改定率が「を二回の場合においては、前項第一号中「七

万二千円」とあるのは「七万二千円」第八条の三第一項の改定率(以下「項」において「改定率」とする。)を乗じて得た額を基準として改定する額」
「同項第二号及び第三号中「五万六千四百円」とあるのは「五万六千四百円に改定率を乗じて得た額を基準として改定する額」とする。

(遺族年金及び遺族給与金の支給の調整)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、同項に規定する先順位者としての遺族年金の額又は遺族給与金の年額は、第二十六条第一項又は第二十七条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

一 (略)

一 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号から第五号まで又は第二項第二号から第四号までに掲げる遺族たるにより支給するものである場合(第二十七条第二項の規定が適用される場合を除く。)には、第二十七条第一項の規定により算出した額から五万六千円を控除した額

二 その遺族年金又は遺族給与金が第二十三条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号若しくは第三号に掲げる遺族たるにより支給するものである場合において、第二十七条第二項の規定が適用されるときは、同項の規定により算出した額から、その額と同条第一項の規定により算出した額に対する割合を五万六千円に乗じて得た額を控除した額

(障害年金等の支払の調整)

第四十三条の「障害年金、遺族年金又は遺族給与金」以下この条及び次条において「障害年金等」とする。）の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわりず、その停止すべき期間の分として障害年金等が支払われたときは、その支払われた障害年金等は、その後支払うべき障害年金等の内払とみなすことができない。障害年金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわりず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の障害年金等が支払われた場合における当該障害年金等の当該減額すべき部分についても、同様とする。

2 障害年金等を受ける権利を有する者が死亡したためその権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の属する月の翌月以後の分として当該障害年金等の過払いが行われた場合において、当該過払いにおける返還金に係る債権（以下この項において「返還金債権」とする。）に係る債務の弁済をすべき者が支払うべき遺族年金又は遺族給与金があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該遺族年金又は遺族給与金の支払金の金額を当該過払いにおける返還金債権の金額に充てることができる。

(受給権調査)

第四十四条 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関してその者に必要な書類の提出を命ずることができ、

2 厚生労働大臣は、障害年金等の支給を受けている者について障害の状態を調

(受給権調査)

第四十四条 厚生労働大臣は、障害年金、遺族年金又は遺族給与金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関してその者に必要な書類の提出を命ずることができ、

2 厚生労働大臣は、障害年金、遺族年金又は遺族給与金の支給を受けている者

査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金の支給を一時差し止めることができる。

について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、正当の理由がなく、第一項に規定する書類を提出せず、又は前項の診断を受けない者に対しては、障害年金、遺族年金又は遺族給付金の支給を一時差し止めることができる。